

暴力団の指定資料の整備要領について（通達）

令8. 2. 24丁組一発第136号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長から警視庁刑事部長、各道府県警察本部長

（概要）

各都道府県警察が、暴力団の指定に向けた指定資料の整備を推進するに当たり、

- 暴力団員の認定基準
- 指定資料の範囲

等を示し、業務の適切な運用を図るための要領を定めたものである。